

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第4条 地震による損傷の防止（地下水排水設備）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.26）	資料全般	誤記修正 「、」⇒「,」	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.26）	資料全般	用語適正化 「重要度分類指針」⇒「重要度分類審査指針」 「定期検査」⇒「定期事業者検査」	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.26）	資料全般	用語統一 「全て」⇒「すべて」 「出来ない」⇒「できない」 「繋がる」⇒「つながる」 「万が一」⇒「万一」 「予め」⇒「あらかじめ」等	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.26）	4条-別紙11-4	記載の適正化として、地下水排水設備と関連する設置許可基準規則の条項としていた第9条（溢水）にかかわる記載を削除しました。 《適正化理由》 第9条（溢水）では、湧水ピットポンプの停止により建屋周囲の地下水位が地表面まで上昇することを想定し、建屋外周部（湧水ピットポンプ設置床を含む）における壁、扉、堰等により溢水防護区画を内包する建屋内への流入を防止する設計とすることで、地下水排水設備の機能には期待しない方針としたことによる適正化。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.26）	4条-別紙11-25	誤記修正（別紙11-5図内の記載） 「配管配管」⇒「排水配管」	